

国立大学法人愛媛大学の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成20年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

役員の特末特別手当の額は、国立大学法人愛媛大学役員給与規程により、国立大学法人愛媛大学経営協議会の議を経て、学長が、国立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果及び役員としての業務に対する貢献度等を総合的に勘案して、その額の100分の10の範囲内で増額又は減額することができることとしている。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長

改定なし。

理事

改定なし。

理事(非常勤)

役員手当額の改定:月額76,000円を114,000円に改定した(平成20年4月1日)

監事

改定なし。

監事(非常勤)

役員手当額の改定:月額76,000円を114,000円に改定した(平成20年4月1日)

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成20年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任		
法人の長	千円 18,031	千円 12,780	千円 5,173	千円 78 (通勤手当)		3月31日	
A理事	千円 14,238	千円 10,080	千円 4,080	千円 78 (通勤手当)			
B理事	千円 14,994	千円 10,080	千円 4,080	千円 78 (通勤手当) 756 (単身赴任手当)		3月31日	
C理事	千円 14,184	千円 10,080	千円 4,080	千円 24 (通勤手当)		3月31日	
D理事	千円 14,238	千円 10,080	千円 4,080	千円 78 (通勤手当)		3月31日	
E理事 (非常勤)	千円 1,368	千円 1,368	千円	千円		3月31日	
A監事	千円 12,296	千円 8,736	千円 3,536	千円 24 (通勤手当)			※
B監事 (非常勤)	千円 1,368	千円 1,368	千円	千円	4月1日		※

注:「前職」欄の「※」は、独立行政法人等の退職者であることを示す。

3 役員の退職手当の支給状況(平成20年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
法人の長	千円	年 月			該当者なし	
理事	千円	年 月			該当者なし	
監事	千円	年 月			該当者なし	

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

中期計画に基づき、引き続き教員の教育研究組織の見直しを行い、柔軟かつ機動的な組織の編成及び再編等に取り組み、活性化を図る。また、事務系職員等については、意識改革・能力開発並びに専門性の向上に努め、業務の効率化及び合理化を図りながら、人件費の適正な管理を行う。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

国家公務員の給与水準を十分考慮し、国家公務員に準じた措置を講じている。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

昇給、昇格の実施及び勤勉手当の成績率の判定に当たっては、人事評価制度による評価結果等を踏まえた勤務成績を考慮している。

〔能率、勤務成績が反映される給与の内容〕

給与種目	制度の内容
給与:俸給 (昇給)	1月1日前1年間における勤務成績に応じて、昇給区分に基づく号俸数を昇給させることがある。
給与:俸給 (昇格)	勤務成績が特に良好で、かつ昇格基準を満たしている場合、その者が従事する職務に応じた上位の級に昇格させることがある。
賞与:勤勉手当 (査定分)	基準日(6月1日、12月1日)以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて決定される支給割合(成績率)に基づき、支給する。

ウ 平成20年度における給与制度の主な改正点

- ① 附属学校(特別支援学校及び幼稚園を除く。)に4月から主幹教諭を設置したことにより、教育職員Ⅱ俸給表及び教育職員Ⅲ俸給表に特2級を新設した。
- ② 附属高校に4月から講師(常勤に限る。)を新設した。
- ③ 4月から教員特殊業務手当の対象職員に主幹教諭及び講師(常勤に限る。)を追加した。
- ④ 4月から教育実習等指導手当の対象職員に主幹教諭を追加した。
- ⑤ 4月から教職調整額の対象職員に主幹教諭及び講師(常勤に限る。)を追加した。
- ⑥ 4月から義務教育等教員特別手当の対象職員に主幹教諭及び講師(常勤に限る。)を追加した。
- ⑦ 4月から産業教育手当の対象職員に附属高校の主幹教諭及び講師(常勤に限る。)を追加した。
- ⑧ 4月から期末手当及び勤勉手当の役職段階別加算額に教育職員Ⅱ俸給表及び教育職員Ⅲ俸給表の特2級の加算割合(10%)を新設した。
- ⑨ 4月から自己啓発等休業制度の導入に伴い、その給与の取扱いを新たに制定した。
- ⑩ 4月から地域手当の支給地域と支給割合を国家公務員に準じて、改正した。
- ⑪ 勤勉手当の成績率を、6月期0.71月分・12月期0.745月分を両期ともに0.72月分(特定幹部職員は6月期0.91月分・12月期0.945月分を両期ともに0.92月分)とした。
- ⑫ 7月から上級研究員センターに置く上級研究員の給与規程(年俸制を導入)を新たに制定した。

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成20年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
千円	千円	千円	千円	千円		
常勤職員	1,632	44.9	6,952	5,001	57	1,951
事務・技術	380	46.4	5,809	4,211	70	1,598
教育職種 (大学教員)	750	49.0	8,703	6,209	56	2,494
医療職種 (病院医師)	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	330	34.4	4,563	3,330	48	1,233
技能・労務職種	10	53.1	5,299	3,853	64	1,446
教育職種 (附属高校教員)	48	45.7	7,491	5,464	42	2,027
教育職種 (附属義務教育学校教員)	48	41.4	6,823	4,995	51	1,828
医療職種 (病院医療技術職員)	64	42.1	5,506	3,992	65	1,514
その他医療職種 (看護師)	2					
在外職員	該当者なし					
任期付職員	該当者なし					
再任用職員	2					
事務・技術	1					
教育職種 (大学教員)	該当者なし					
医療職種 (病院医師)	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	該当者なし					
医療職種 (病院医療技術職員)	1					

	人	歳	千円	千円	千円	千円
非常勤職員	62	36.4	3,396	2,883	29	513
事務・技術	26	45.7	3,048	2,217	54	831
教育職種 (大学教員)	5	44.3	5,174	3,643	49	1,531
医療職種 (病院医師)	28	27.2	3,420	3,420		
医療職種 (病院看護師)	該当者なし					
医療職種 (病院医療技術職員)	3	27.5	3,215	2,370	60	845

注1:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2:常勤職員の「技能・労務職種」とは、自動車運転手、調理師、医療機器操作員等を示す。

注3:常勤職員の「教育職種(附属高校教員)」には、附属特別支援学校教員を含む。

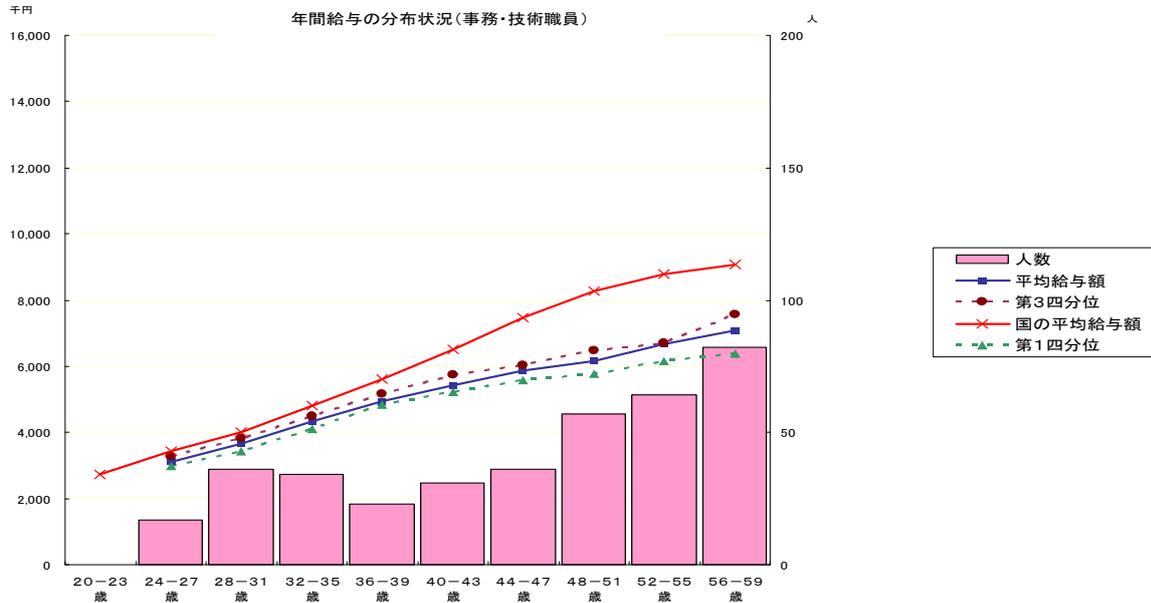
注4:常勤職員の「教育職種(附属義務教育学校教員)」には、附属幼稚園教員を含む。

注5:常勤職員の「その他医療職種(看護師)」については、該当者が2名のため、当該個人に関する情報を特定されるおそれがあることから、人数以外は記載していない。

注6:再任用職員の「事務・技術」は該当者が1名、「医療職種(病院医療技術職員)」は該当者が1名のため、当該個人に関する情報を特定されるおそれがあることから、人数以外は記載していない。

注7:非常勤職員の「医療職種(病院医師)」とは、医員及び研修医を示す。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))[在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。]

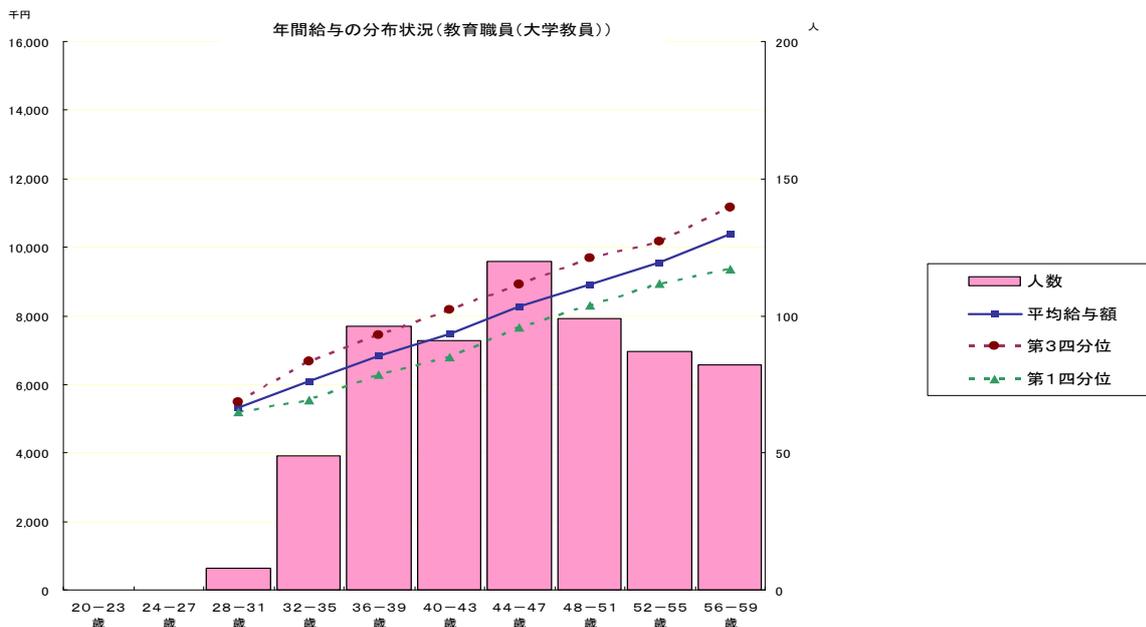


注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

(事務・技術職員)

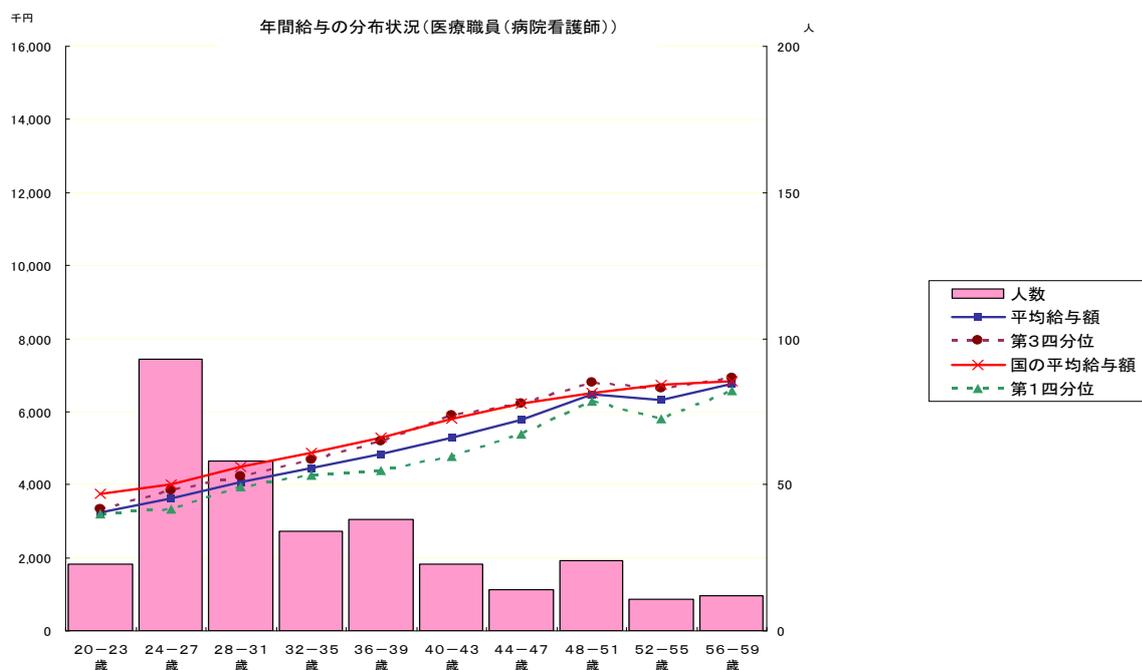
分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
代表的職位	人	歳	千円	千円	千円	千円	千円
・課長	37	56.5	7,437	7,805	8,167		
・係長	158	49.8	5,745	6,025	6,414		
・主任	70	43.2	4,735	5,190	5,713		
・係員	68	29.9	3,274	3,637	3,966		

注:「課長」には、課長相当職である「主幹」、「室長」を含む。



(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
代表的職位	人	歳	千円		千円	千円	
・教授	287	56.4	9,769	11,046	10,415	11,046	11,046
・准教授	252	46.4	7,717	8,796	8,237	8,796	8,796
・講師	57	44.0	6,675	8,542	7,618	8,542	8,542
・助教	147	40.8	5,967	6,946	6,429	6,946	6,946



(医療職員(病院看護師))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
代表的職位	人	歳	千円		千円	千円	
・看護師長	27	50.6	6,304	6,936	6,562	6,936	6,936
・副看護師長	44	43.0	5,069	6,226	5,656	6,226	6,226
・看護師	255	31.0	3,514	4,396	4,059	4,396	4,396

③ 職級別在職状況等(平成21年4月1日現在)(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

事務・技術職員

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職位		係員	係員主任	主任係長	係長 課長補佐	課長補佐 課長	課長 部長
人員(割合)	380 人	25 人 (6.6 %)	60 人 (15.8 %)	201 人 (52.9 %)	49 人 (12.9 %)	24 人 (6.3 %)	15 人 (3.9 %)
年齢(最高～最低)		30 歳 ～ 24	40 歳 ～ 28	59 歳 ～ 35	59 歳 ～ 48	59 歳 ～ 51	59 歳 ～ 50
所定内給与年額(最高～最低)		2,925 千円 ～ 2,024	3,630 千円 ～ 2,449	5,044 千円 ～ 3,083	5,180 千円 ～ 4,115	6,031 千円 ～ 4,382	6,838 千円 ～ 5,453
年間給与額(最高～最低)		3,977 千円 ～ 2,787	4,864 千円 ～ 3,371	6,984 千円 ～ 4,199	7,324 千円 ～ 5,713	8,076 千円 ～ 6,285	9,233 千円 ～ 7,518

区分	計	7級	8級	9級	10級
標準的な職位		部長	部長 副学長	副学長	副学長
人員(割合)	— 人	5 人 (1.3 %)	1 人 (0.3 %)	該当者なし (%)	該当者なし (%)
年齢(最高～最低)		58 歳 ～ 56	～	～	～
所定内給与年額(最高～最低)		7,677 千円 ～ 6,293	～	～	～
年間給与額(最高～最低)		10,368 千円 ～ 8,631	～	～	～

注1:「課長」には、課長相当職である「主幹」、「室長」を含む。

注2:8級における該当者が1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

教育職員(大学教員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		助手	助手 助教	講師	准教授	教授
人員(割合)	750 人	3 人 (0.4 %)	151 人 (20.1 %)	57 人 (7.6 %)	253 人 (33.7 %)	286 人 (38.1 %)
年齢(最高～最低)		48 歳 ～ 43	64 歳 ～ 28	62 歳 ～ 30	64 歳 ～ 32	64 歳 ～ 40
所定内給与年額(最高～最低)		3,963 千円 ～ 3,801	5,656 千円 ～ 3,263	6,702 千円 ～ 3,961	7,670 千円 ～ 3,921	9,510 千円 ～ 4,846
年間給与額(最高～最低)		5,501 千円 ～ 5,274	7,668 千円 ～ 4,515	9,134 千円 ～ 5,482	10,403 千円 ～ 5,544	13,473 千円 ～ 6,746

医療職員(病院看護師)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職位		准看護師	看護師	副看護師長	看護師長 副看護師長	副看護部長 看護部長	看護部長
人員 (割合)	330 人	該当者なし () %	255 (77.3 %) 人	44 (13.3 %) 人	28 (8.5 %) 人	2 (0.6 %) 人	1 (0.3 %) 人
年齢(最高 ~最低)		}	56 } 22 歳	58 } 29 歳	59 } 39 歳	}	}
所定内給 与年額(最 高~最低)		}	4,804 } 2,236 千円	4,817 } 2,931 千円	5,250 } 3,803 千円	}	}
年間給与 額(最高~ 最低)		}	6,805 } 3,056 千円	6,883 } 4,082 千円	7,357 } 5,315 千円	}	}

区分	計	7級
標準的な職位		看護部長
人員 (割合)	— 人	該当者なし () %
年齢(最高 ~最低)		}
所定内給 与年額(最 高~最低)		}
年間給与 額(最高~ 最低)		}

注1:5級及び6級における該当者がそれぞれ2名及び1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、「年齢(最高~最低)」以下の事項について記載していない。

④ 賞与(平成20年度)における査定部分の比率(事務・技術職員/教育職員(大学教員)/医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	59.6 %	61.2 %	60.4 %
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	40.4 %	38.8 %	39.6 %
	最高~最低	42.9~33.4 %	45.4~30.5 %	44.2~33.8 %
一般職員	一律支給分(期末相当)	64.5 %	68.1 %	66.4 %
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	35.5 %	31.9 %	33.6 %
	最高~最低	42.5~30.9 %	39.3~28.1 %	38.6~29.4 %

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	59.1	62.3	60.7
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	40.9	37.7	39.3
	最高～最低	46.8～32.4	43.0～29.5	43.2～30.9
一般職員	一律支給分(期末相当)	64.4	67.8	66.2
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	35.6	32.2	33.8
	最高～最低	46.4～31.7	39.3～28.6	42.8～30.2

(医療職員(病院看護師))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)			
	査定支給分(勤勉相当) (平均)			
	最高～最低	～	～	～
一般職員	一律支給分(期末相当)	63.4	67.1	65.3
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	36.6	32.9	34.7
	最高～最低	42.5～31.4	39.3～28.0	40.8～29.6

注:医療職員(病院看護師)における管理職員は1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから記載していない。

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

事務・技術職員

対国家公務員(行政職(一))

79.5

対他の国立大学法人等

93.5

教育職員(大学教員)

対他の国立大学法人等

94.7

医療職員(病院看護師)

対国家公務員(医療職(三))

92.2

対他の国立大学法人等

95.8

注:当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容		
指数の状況	対国家公務員 79.5		
	参考	地域勘案	85.0
		学歴勘案	78.4
地域・学歴勘案		84.3	
給与水準の適切性の検証	<p>【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 44% (国からの財政支出額 16,526,927千円、支出予算の総額 37,261,257千円:平成20年度予算)</p> <p>【検証結果】 本法人の給与制度は国家公務員に準じているが、年齢構成上50歳以上の者が多く、また、役職就任年齢が高いため、対国家公務員指数79.5と低くなった。</p>		
講ずる措置	高年齢層の定年退職にともない徐々に解消される。		

○医療職員(病院看護師)

項目	内容		
指数の状況	対国家公務員 92.2		
	参考	地域勘案	92.1
		学歴勘案	91.2
地域・学歴勘案		91.4	
給与水準の適切性の検証	<p>【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 44% (国からの財政支出額 16,526,927千円、支出予算の総額 37,261,257千円:平成20年度予算)</p> <p>【検証結果】 本法人の給与制度は国家公務員に準じており、対国家公務員指数も100未満であることから適正な水準を維持していると思われる。</p>		
講ずる措置	今後も、国家公務員の給与制度に準じた取扱いを行うことで、適切な給与の水準の維持に努める。		

○ 教育職員(大学教員)と国家公務員との給与水準の比較指標

92.6

(注) 上記比較指標は、法人化前の国の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に、平成20年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指数である。
〔 なお、昨年度までは教育職員(大学教員)と国家公務員(平成15年度の教育職(一))との給与水準(年額)の比較指標である。 〕

Ⅲ 総人件費について

区 分	当年度 (平成20年度)	前年度 (平成19年度)	比較増△減	中期目標期間開始時(平成 16年度)からの増△減
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 13,360,886	千円 13,399,827	千円 (%) △ 38,941 (△ 0.3)	千円 (%) △ 660,014 (△ 4.7)
退職手当支給額 (B)	千円 1,255,441	千円 1,413,365	千円 (%) △ 157,924 (△ 11.2)	千円 (%) △ 303,177 (△ 19.5)
非常勤役職員等給与 (C)	千円 2,826,082	千円 2,240,144	千円 (%) 585,938 (26.2)	千円 (%) 1,098,930 (63.6)
福利厚生費 (D)	千円 1,879,809	千円 1,852,881	千円 (%) 26,928 (1.5)	千円 (%) △ 35,313 (△ 1.8)
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 19,322,218	千円 18,906,217	千円 (%) 416,001 (2.2)	千円 (%) 100,426 (0.5)

注1:「非常勤役職員等給与」の金額は、寄附金、受託研究費その他競争的資金等により雇用される職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「17役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

注2:「退職手当支給額」欄は、国の常勤職員に相当する、法人の常勤職員に係る退職手当支給額を計上している。

総人件費について参考となる事項

1. 給与、報酬等支給総額及び最広義人件費について、対前年度比を示し、その増減要因の説明

①給与、報酬等支給総額 …… 対前年度比 △ 0.3%

説明： 運営費交付金の削減に対し、定年退職教員の1年間の不補充の継続及び教職員の人件費削減計画の実施により、38,941千円の減となった。

②最広義人件費 …… 対前年度比 2.2%

説明： 職員の退職者が前年に比して少なかったため、退職手当支給額157,924千円の減、及び人件費削減計画の実施による給与、報酬等支給総額38,941千円の減となったが、外部資金などの経費による契約職員の増加、及び看護体制の充実のために看護職員を増員したことにより、非常勤役職員等給与が585,938千円の増、これに伴う福利厚生費26,928千円の増になったため、最広義人件費が416,001千円の増額となった。

2. 「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」及び「行政改革の重要方針」による人件費削減の取組の状況

①主務大臣が中期目標において示した人件費削減の取組に関する事項

- ・国家公務員の定員の純減目標及び給与構造改革を踏まえ、国家公務員に準じた人件費削減の取組を行う。

②法人が中期計画において設定した削減目標、国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しの方針

- ・総人件費改革の実行計画を踏まえ、平成21年度までに概ね4%の人件費の削減を図る。
- ・具体的方策として、教職員の定員削減計画に基づき、概ね年1%の人件費の削減を図る。

③上記①及び②の進ちょく状況

総人件費改革の取組状況

年 度	基準年度 (平成17年 度)	平成18 年度	平成19 年度	平成20 年度
給与、報酬等支給総額 (千円)	14,350,545	13,649,194	13,399,827	13,360,886
人件費削減率 (%)		△ 4.9	△ 6.6	△ 6.9
人件費削減率(補正值) (%)		△ 4.9	△ 7.3	△ 7.6

注1: 基準年度(平成17年度)の給与、報酬等支給総額は、法人移行時の人件費予算相当額を基礎に算出した平成17年度人件費予算相当額である。

注2: 「人件費削減率(補正值)」とは、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人事院勧告を踏まえた官民の給与較差に基づく給与改定分を除いた削減率である。なお、平成18年、平成19年、平成20年の行政職(一)職員の年間平均給与の増減率はそれぞれ0%、0.7%、0%である。

・当年度までの各年度の人件費削減率(補正值)

計算式 = ((各年度の金額 - 基準年度(平成17年度)の金額) ÷ 基準年度(平成17年度)の金額 × 100) - (基準年度から当年度までの各年度の行政職(一)職員の平均年間給与の増減率の和)

IV 法人が必要と認める事項

特になし